

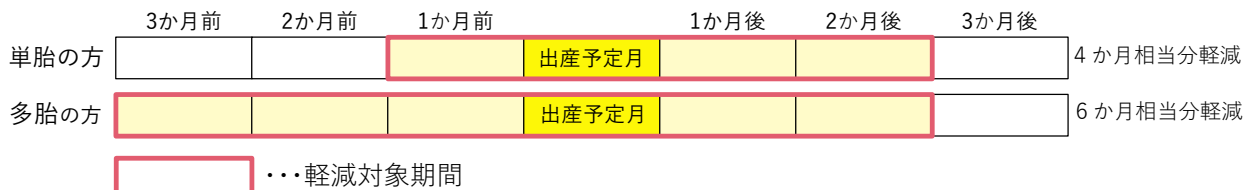
産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険料が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます。）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の軽減内容

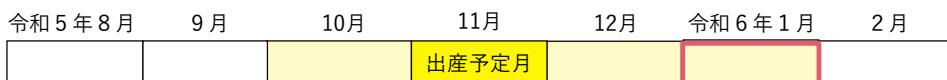
- その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、**出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が軽減されます。**



※ 双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定月（又は出産月）の3か月前から出産予定月（又は出産月）の翌々月相当分が軽減されます。

※ 保険料の賦課限度額に達している世帯の方は、計算の結果として減額が生じない場合があります。

- 令和5年度においては、**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が軽減されます。**



※ 令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が軽減されます。令和6年1月より前の期間については、軽減の対象とはなりません。

□ …軽減対象期間

- 保険料が軽減された場合、払い過ぎになった保険料は還付します。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る呉市国民健康保険料軽減届出書
- ② 母子健康手帳など

※ 出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

呉市福祉保健部 保険年金課 国保保険料グループ TEL 0823-25-3153